

National Chess Society of Japan 会則

第 1 章 総則

第 1 条 この会は National Chess Society of Japan と称する。日本語表記は「ナショナルチェスソサエティーオブジャパン」(略称 NCS) とする。

第 2 条 この会は世界チェス連盟 (FIDE) に所属した会であり、FIDE の規約を遵守し、FIDE 加盟料を FIDE に支払う。

第 2 章 目的

第 3 条 この会は日本チェス界を代表してチェスの普及活動に努める。

第 4 条 この会は第 4 条の目的を達成するために必要な次の事業を行う。

1. チェス大会の主催および国内で開催されるチェス大会の後援。
2. 国際チェス競技会への代表者の選考、派遣および外国選手の招聘。
3. その他第 4 条の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会員

第 5 条 この会の趣旨に賛同する者は誰でも国内外を問わず入会できる。

第 6 条 入会しようとする者は次の項目を当会に提供するものとする。(1) 氏名 (漢字とローマ字)、(2) 住所、(3) メールアドレス、(4) 性別、(5) 誕生年月日、(6) 電話番号、(7) FIDE ID (所有している場合)。上記いずれかの項目の変更がある場合、会員は速やかに NCS にメール等で通知することとする。

第 7 条 会員は第 8 条、第 9 条に定めるいずれかの金額を会費として支払う義務を負う。

第 8 条 年会費を次のように定める。() はクラブを通じた優待会費とする。

1. 一般会員: 6,300 円 (6,000 円)。
2. 高校生会員 (18 歳未満): 3,200 円 (3,000 円)。
3. 小中学生会員 (15 歳未満): 2,200 円 (2,000 円)。

第 9 条 一大会会費を次のように定める。

1. 一大会一般会員: 2,000 円。
2. 一大会子ども会員 (18 歳未満): 1,000 円。

第 10 条 会員は入会することにより以下の特典を得る。

1. 国内の NCS 公式戦に参加できる。
2. 日本チェス国籍の FIDE ID を取得し、海外の大会に参加できる。NCS レーティングを取得できる。
3. NCS ウェブサイト上に公開される NCS レターを購読できる。また資格を得れば招待選手として海外の主要大会に参加することもできる。

第 4 章 会員の有効期限

第 11 条 会員の有効期限について次のように定める。毎月 25 日以前に入会の場合は、その月始から 1 年間、毎月 26 日以降は、その次の月から 1 年間とする。ただし、一大会会員の有効期限は該当した大会開催日のみとする。また年会員について 2019 年 1 月から 3 月 25 日以前に入会の場合、有効期限は入会日を問わず 2020 年 2 月末日とする。

第 12 条 会員は理事に連絡をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

第 13 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事は当該会員の会員資格をとりあげることができる。

1. この会則に違反したとき。
2. 国内外のチェスの試合において意図的なチーティングがあったとき。

第 14 条 前条の規程によりペナルティーを与える場合、理事は事前に当該会員に通知し、かつ弁明の機会を与えなければならない。

第 15 条 会員は会費の納入がないときその資格を喪失する。

第 16 条 会員が第 13 条、第 15 条の規定によりその資格を喪失した場合、当該会員は会員としての権利、特典を失い、NCS 公認チェス大会に参加できない。

第 17 条 この会は会員が死亡あるいはその資格を喪失した場合、既に納入した入会金、会費は、これを返還しない。

第 5 章 クラブ

第 18 条 会員は誰でも NCS 公認クラブ（以下「クラブ」という）を作り、NCS 公式戦を開催できる。

1. クラブの申請には、リーダー含め計 2 名を最低限当会の会員として登録する。
2. クラブであれば全日本地区予選を開催できる。その際はリーダー含め計 4 名を最低限当会の会員として登録する。ただし大会の主催者あるいは大会責任者 (TD) は会員でなければならない。特に地区予選大会においては、非会員が大会運営に加わってはならない。

第 19 条 クラブは次に定めるいずれかの金額を会費として支払う義務を負う。

1. クラブ年会費:3,000 円/年。
2. 地区予選開催権料:10,000 円/年。

第 20 条 クラブは次の特典をうける。

1. 年会費を 10 名まとめて支払うと、第 8 条で定めたクラブ優待が受けられる。
2. クラブは NCS 認定の公式戦を自由に主催できる。FIDE 大会開催の条件が揃っていれば FIDE 大会も開催できる。

第 21 条 NCS Rating 更新料について次のように定める。

1. NCS Rating 更新料は、1 大会 1 名当たり 200 円とする。例会が月に 1 回以上ある場

合、更新期間内でまとめて報告することで1大会の報告とみなす。(同選手が月に2回同じクラブの例会に参加した場合、更新料はまとめて報告することで200円とする)

2. 報告は毎月20日に締め切り、毎月1日前後に新rating発表とする。

第22条 その他、NCS公認クラブについて次のように定める。

1. クラブを登録する際、すでに登録されたクラブ名との間に問題が生じる場合、または名称が重なったりする場合は、理事の指導に従って名称変更をしなければならない。

2. クラブはこの会則にしたがって適切に運営する義務があり、クラブ内あるいはクラブ主催の大会において生じた問題について該当クラブが解決する義務を負う。

第6章 個人情報

第23条 この会は個人情報を厳正に管理し、会の運営以外の目的に使用しない。

第24条 この会が大会情報結果を発表する場合、大会参加会員は、氏名、結果、Rating、写真が使用されることについて同意しているものとする。

第7章 附則

第25条 この会則は2019年2月19日から施行する。